

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人⑤

経過型から移行する際の 出資持分放棄の税制

松田紘一郎 税理士・公認会計士事務所 所長

今回は、産科医療以外の

経過措置型（社団・持分あり）医療法人が基金拠出型へ移行する際の、出資持分放棄の税制について、そのポイントを説明します。

みなし贈与税が課されない3基準

経過措置型から基金拠出型に移行する場合、定款を変更して出資持分を放棄する必要があります。その放棄は、それを受け取る当該医療法人を相続税法第66条第4項により、個人とみなして贈与税が課されます。

ただし、相続税法施行令第33条第3項の新設等により、次に示すような3基準を遵守していれば、みなしぐれと課税がなされません。

■適正な運営組織基準（列

E 次に掲げる事項の決定

は、社員総会の議決を必要とすること。

この場合において、次の

⑤および⑥以外の事項につ

いては、あらかじめ理事会

における理事の選挙に付

り選出されるなど、その

地位にあることが適当と

認められる者が公正に選

任されること。

C 理事会の決定は、

次のEに該当する場合を除き、原則として、理事

会において理事総数（理

事現在数）の過半数の議

決を必要とすること。

D 社員総会の議事の決

定は、法令に別段の定めが

ある場合を除き、社員總

数の過半数が出席し、そ

の出席社員の過半数の議

決を必要とすること。

■適正な運営組織基準（列

H 役員等には、その地位

にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

I 監事には、理事（その

親族その他特殊の関係が

ある者を含む）およびそ

の法人の職員が含まれて

はならないこと。また監

事は、相互に親族その他特

殊の関係を有しないこと。

これらの基準は、特定医

療法人の承認基準とほぼ同

じと考えて良いと思われま

す。

■共通4基準（列挙）の遵

C 個別基準（列挙）の遵守

A 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上であること。

B 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同じであること。

C 医業収入が医業費用の150%以内であること。

D 法令等の違反の事実がないこと。

事の表決を行つ場合は、

あらかじめ通知された事項について書面をもつて意思を表示した者は出席

者とみなすことができる

が、他の者を代理人として表決を委任することはできること。

C 解散時の残余財産の帰属が、国・地方公共団体・公益法人等（個人に帰属しない）であること。

D 法令等の違反の事実がないこと。

と。